愛媛県立今治病院整備事業

要求水準書

令和８年 10 月

愛媛県

－目　次－

１ 総論 1
（１） 施設整備に関する基本方針 1
（２） 共通事項 1
（３） 計画条件等 2
２ 施設整備に係る業務 4
（１） 共通事項 4
（２） 施設整備に係る設計業務（基本設計、実施設計及び工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務）及びその関連業務 5
（３） 施設整備に係る工事 6
（４） 施設整備に係る工事監理業務及びその関連業務 10
３ 施設整備計画 11
（１） 施設整備概要 11
（２） 土地利用計画等 11
（３） 病院棟施設概要 11
（４） 建築計画 12
（５） 構造計画 14
（６） 設備計画 15
（７） 電気設備計画 15
（８） 空調設備計画 21
（９） 衛生設備計画 23
（１０） 昇降機計画 25
（１１） 外構計画 25
（１２） その他 26
（１３） 医師宿舎施設概要 26

別紙１　関係法令等 27
別紙２　設計図書一覧 29
別紙３　工事完成図書一覧 33
別紙４　工事監理図書一覧 34

１　総論

（１）　施設整備に関する基本方針

愛媛県（以下、「県」という。）が、令和５年 11 月に公表し、令和７年５月に改訂した「愛媛県立今治病院老朽化対策基本計画」に基づき、当要求水準を達成したうえで、次の基本方針に沿って、高度かつ先進的な医療を提供できる医療環境と快適な療養環境の整った施設の整備を実現すること。

安定的・継続的に良質な医療の提供が可能な施設計画

- 今治圏域において最多の病床を有する中核病院として、他の医療機関では対応が困難な政策的医療や高度・急性期医療が実現できる施設計画とすること。
- 地域の救急医療の中核を担う二次救急輪番病院として、地域に必要な救急医療の提供が実現できる施設計画とすること。
- 今治圏域の周産期医療を担う地域周産期母子医療センターを併設する病院として、周産期母子医療及び小児救急医療機能が発揮できる施設計画とすること。
- 圏域唯一の災害拠点病院として、災害時の傷病者の受入が可能な施設計画とするとともに、応急用資器材の貸出し等、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣に対応が可能な施設計画とすること。
- 第二種感染症や新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に備えた施設計画とすること。

職員や患者など施設利用者にとって快適な施設計画

- 職員動線や採光などに配慮し、職員が働きやすい施設計画とすること。
- 分かりやすい患者動線やプライバシーへの配慮など、患者や患者家族の快適性へ配慮した施設計画とすること。
- 安全かつ利便性の高い駐車場計画とすること。

周辺地域や環境に配慮した施設計画

- 地域住民の生活環境に調和したアプローチ計画とすること。
- 環境負荷の低減や省エネルギーに配慮するなど、環境に配慮した施設計画とすること。
- 施設の維持管理費及び光熱水費等のライフサイクルコストを最小限に抑えるための工夫がされた施設計画とすること。

（２）　共通事項

- 本書は下記の資料により構成する。
 ○要求水準書（本書）
 ○付属資料Ⅰ　部門計画
 ○付属資料Ⅱ　諸室リスト・凡例
 ○付属資料Ⅲ　施設整備業務等における事業者と県との業務区分表

なお、「非常用電源」、「インターホン」、「ＬＡＮ」、「手洗い」、「流し台」及び「医療ガス」等の「医療施設として一般的な設備」については、これらを必要とする部屋が病院棟内に数多くあり、その全てにおいて、必要な箇所を網羅的に記載しているが、万が一、漏れが発生することは否定できない。従って、このような「医療施設として一般的な設備」については、当院と同規模の病院整備の実績を持つ事業者が、基本設計及び実施設計の中で、県の意向を反映のうえ、適所に必要な設備を計画すること。また、トイレ、廊下及び設備シャフト等の施設計画上必要な諸室及びスペースは適宜計画すること。

- 限られた予算の中で病院の整備を行うことが求められているため、施設整備費の適正化に対して、事業者の創意工夫による提案を積極的に行うこと。
- 当要求水準書の各業務の要求水準に特段の記載がない場合でも関係法令を遵守すること。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書を原則とするが、実績等を確認のうえ、性能に支障がないとして監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 質の高い医療サービスを提供するために、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の最新版の認定基準に対応できる施設とすること。

・　病院棟は、一般財団法人住宅・建築ＳＤＧｓ推進センターによる、建築環境総合性能評価システム（ＣＡＳＢＥＥ）のＡランク以上とすること。
・　診療報酬上の施設基準及び加算等の取得を踏まえた整備を行うこと。なお、施設基準及び加算等改定等があった場合は最新版によるものとする。「参考資料７　愛媛県立今治病院の施設基準届出状況」
・　県内の企業、材料を優先的に活用する等、地元経済の発展に配慮すること。
・　愛媛県公共施設等木材利用推進方針を踏まえ、可能な範囲で木材の利用を推進するとともに、設計完了時及び工事完成時等において県が要請したときは、県産材の使用数量、使用率等を県に報告すること。

（３）　計画条件等

敷地

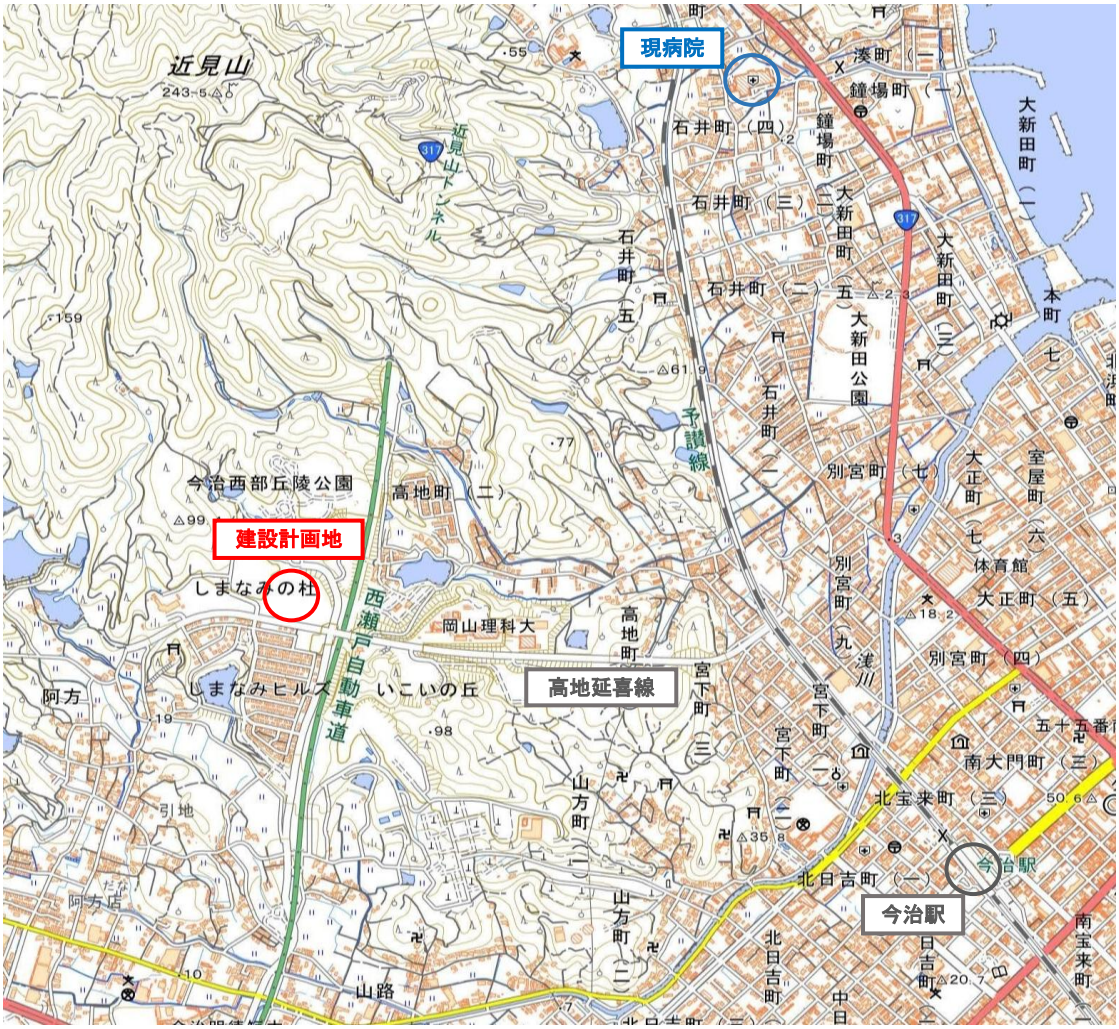
（ア）　建設地

愛媛県今治市しまなみの社１番２（市有地）

（イ）　敷地面積

28,245.60 ㎡（実測値）「参考資料１　敷地測量図」

（ウ）　案内図



出所：国土地理院　地理院地図をもとに作成

敷地の法的条件

（ア） 地域地区等

用途地域		準工業地域
地域地区等		
	地域地区	なし
	防火地域	指定なし
	埋蔵文化財	包蔵地域外
基準建ぺい率		60%
基準容積率		200%
高さ制限		
	斜線制限	道路斜線：1.5L 隣地斜線：31m＋2.5L
	日影規制	３時間･５時間　測定面４m
接道		東側：市道高地矢田線　幅員 15.9～17.1m 南側：市道高地延喜線　幅員 20.0m～21.0m
その他		建築基準法第 22 条区域内 宅地造成等工事規制区域内 騒音規制法　第３種区域 振動規制法　第２種区域 駐車場整備地区　指定なし 土砂災害警戒区域・特別警戒区域　指定なし

インフラ整備状況

（ア） 電気

・敷地南側市道高地延喜線及び北東側市道高地矢田線に敷設された電力線から架空で引き込むことが可能である。「参考資料９　電柱位置図」を参照のこと。
・既設の電力線から引込柱までの間は、送配電事業者又は通信事業者による敷地内の建柱を予定している。

（イ） 電話

・敷地南側市道高地延喜線及び北東側市道高地矢田線に敷設された電話線から架空での引き込むことが可能である。「参考資料９　電柱位置図」を参照のこと。

（ウ） 地上デジタル放送

・敷地の南西に菊間中継局、南東に新居浜中継局があり、敷地南側の住宅等は、菊間中継局から、敷地北東の住宅等は、新居浜中継局から受信している。

（エ） 給水

・給水の引き込みはされていない。
・敷地南側市道高地延喜線の歩道に埋設された水道本管 DNSφ150 から分岐により引き込むことが可能である。「参考資料 10　給水管敷設図（参考)」を参照のこと。

（オ） 汚水・雨水排水

・分流式の下水道区域内に位置している。
・汚水排水は、敷地南側市道高地延喜線の歩道に埋設された下水本管 PRPφ200 に排水することが可能である。「参考資料 11　下水道管敷設図（参考)」を参照のこと。
・雨水排水は、敷地南側市道高地延喜線の道路に埋設された雨水本管 HPφ450 に排水することが可能である。「参考資料 11　下水道管敷設図（参考)」を参照のこと。
・敷地の南に、汚水桝φ600 のマンホール（引込管（取付）VUφ150）１か所、雨水枡φ900 のマンホール（引込管 VUφ450）１か所が設置されている。
・公共桝の増設は、事業者負担により可能である。

・汚水の排除量は次の数値が上限とされており、汚水の排水計画において留意すること。

	日平均	日最大	時間最大
計画汚水量(㎥/日)	200	233.4	346.8

・当該地区の雨水本管は流出係数 0.6 として整備されており、雨水の排水計画において留意すること。

（カ） ガス

・ガスの引き込みはされていない。
・敷地南側市道高地延喜線の歩道に、中圧本管 PLPφ150 及び低圧本管 PEφ150 が埋設されており、中圧本管から分岐により引き込むことが可能である。(医師宿舎は、低圧本管から分岐により引き込むことも可能である。)「参考資料 12　ガス管敷設図（参考)」を参照のこと。

（キ） 消防水利

・敷地南西及び南東の歩道並びに敷地北東（高地矢田線と高地大池線の交差点）の歩道に消火栓が設置されている。

２　施設整備に係る業務

（１） 共通事項

協議により、提案する設計図書の内容の変更ができるものとする。なお、変更後、面積の差異がない場合においては、事業費の範囲内で行うよう努めなければならない。

（ア） 実施体制

a　設計から工事完成にいたるまでの業務遂行にあたって、県及び関係部署との協議、調整を無理のないスケジュールで行うことが可能な計画とすること。
b　県及び関係部署との打合せにあたっては、分かりやすい説明手法を用いて行うこと。
c　管理技術者、照査技術者、担当主任技術者、現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、入札説明書第４参加要件に示す資格要件を満たす者とすること。
d　建築士法及び建設業法等の法律を遵守した体制にて業務を実施すること。

（イ） 関係機関との協議

a　業務の実施にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うとともに、その内容を記録に取りまとめ、監督員に報告すること。

（ウ） 県がする申請行為等への協力

a　本事業に関連して県が行う医療法及びその他の関係法令に基づく許認可の申請並びに補助金の申請等の手続きにおいて、申請等に必要となる資料の作成等に協力すること。

（エ） 県が整備する医療情報システム、医療機器及び備品等の整備への協力

a　県が別途行う医療情報システム、医療機器及び備品等の整備において、事業者が行う工事との調整が必要な場合にあっては、監督員と十分連携を図り、医療情報システム等の整備が円滑に行われるよう、これに協力すること。また、医療情報システム等を整備するにあたり、建物に必要となる設備等については、監督員へ事前に確認のうえ、その内容を設計に盛り込むこと。(付属資料Ⅲ「施設整備業務等における事業者と県との業務区分表」及び参考資料 5「現有主要医療機器リスト」 参照)

（オ） 近隣への配慮

a　業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、近隣への騒音、振動、悪臭、公害、粉塵、電波障害、交通渋滞等による生活環境への影響を最小限に抑えるように対策を講じること。
b　工事着手前、事業の進捗上重要な段階及び県が必要とするときは、地域住民、周辺自治会及び関係機関に対して説明会を開催し、調整を図ること。
c　地域住民、周辺自治会及び関係機関に対して、必要に応じて連絡及び調整等を行うこと。

d　上記説明会、地域住民、周辺自治会及び関係機関との連絡及び調整等については内容を記録に取りまとめ、監督員に報告すること。
e　工事期間中は、歩行者及び一般車両の通行に支障がないよう、交通誘導員を必要箇所に配備すること。
f　工事期間中は、敷地周辺の道路清掃を実施するなど、近隣への配慮を行うこと。

（カ）　照査
a　事業者は、照査技術者をして、施設整備に係る業務の提供が要求水準書（付属資料を含む、以下同じ。）及び事業者提案書に規定する水準（以下、要求水準という。）を満たしているかを確認するため、本事業の実施状況について照査を行うこと。
b　監督員への照査結果の報告時期は、基本設計完了時、実施設計完了時及び建設工事完成時の３回以上とする。
c　照査の報告は、要求水準書及び事業者提案書の要求事項を一覧表にし、その時点での計画又は施工内容を併記する等、適合状況を分かり易く確認できるよう工夫すること。
d　監督員との照査打合せ協議については、実施設計図書完了時及び建設工事完成時の２回とする。
e　監督員は、上記ｂの規定に基づき提出を受けた報告書の内容を確認した結果、要求水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対し是正を求め、事業者は遅滞なくこれに応じなければならない。

（２）　施設整備に係る設計業務（基本設計、実施設計及び工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務）及びその関連業務

a　設計業務の内容は、四会連合協定建築設計・監理業務委託書の委託業務一覧に示された基本業務、契約オプション業務の表２に列記される建築基準関係規定その他の法令又は条例に基づく許認可等に関する業務及び次に掲げる業務とする。
・照査業務
・積算業務
・完成予想図（３Ｄモデル）の作成
・地質調査
・測量調査
・電波障害調査
・上記のほか、施設整備において事業者が必要と判断する調査
b　本業務の履行にあたっては、愛媛県委託業務関係共通仕様書に基づき実施するものとする。
愛媛県委託業務関係共通仕様書は、下記ホームページからダウンロードすること。
https://www.pref.ehime.jp/page/150851.html
c　事業者は、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）に当該設計業務の登録手続きを行うこと。なお、登録手続きを行う際には、あらかじめ PUBDIS に基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、内容の確認を受けるものとし、登録後は「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。
d　設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、事業者が書面に記録し、相互の確認を行うこと。また、本業務の一部について、再委託に係る承認を受けた場合であって、これらの打合せの必要が生じた場合は、必ず管理技術者の指示・関与のもとに実施することとし、事業者の責任において監督員との相互の確認を行うこと。
e　本業務を担当する建築士（設計者）又はその補助者が複数に渡る場合は、あらかじめ「設計者」の責任区分を明確にし、その者の責任において設計図書を作成するのはもとより、再委託に係る承認を受けた場合であっても、再委託した内容について常に把握し、当該再委託業者に対し責任をもって適時適切な指示を行うこと。
f　事業者は、上記ａに定める調査に着手する前に、要求水準書及び事業者提案書に従って調査計画書を作成し、監督員に提出すること。
g　事業者は、前項の調査を完了したときは、調査報告書を監督員に提出すること。

h　事業者は、自身が行う許認可等に関する業務（手続き代理を含む）について、監督員に対し、事前の説明及び事後の報告を行うこと。
i　事業者は、毎月、当該業務の進捗及び内容について監督員に報告すること。
j　県及び関係機関と協議等を行った際は、協議録を作成のうえ、監督員に報告すること。
k　図面等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、監督員との協議による。また、図面は、工事ごとに順序よく整理して作成し、各々に一連の整理番号を付けること。
l　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事積算基準に基づき積算を行うこと。
m　積算内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成の営繕工事積算チェックマニュアルにて確認し、その結果を監督員に報告すること。
n　本業務は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領に基づいて作成された電子データによる成果品の納品の対象業務とする。なお、電子納品要領等は、以下からダウンロードして入手すること。
「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」
《愛媛県のホームページ》
https://www.pref.ehime.jp/page/8103.html
（国土交通省版）「土木設計業務等の電子納品等要領」等
《国土交通省のホームページ》
http:// www.cals-ed.go.jp/cri_point/
o　事業者は、基本設計、実施設計完了時に、別紙２設計図書一覧に基づく成果品として、電子データを電子媒体（CD-R 等）にて２部、別途、監督員が指示するものについては、簡易製本した紙媒体にて１部、県に提出すること。また、電子媒体については、納品後３年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合は無償で再納品を行うものとする。
p　設計業務等委託約款第 38 条第 1 項の規定による、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべき部分として、基本設計図書及び実施設計図書を指定する。

（３）　施設整備に係る工事

a　事業者は、本工事の施工において、自ら立案・実施した創意工夫・高度な技術に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定により提出することができる。
b　工事の施工において必要となる申請及び届出等についは、事業者の責任において実施すること。
c　事業者は、監督員との協議により定める期間ごとに、工事の進捗状況等について報告を行うとともに、監督員からの求めにより、施工方法の事前説明、施工結果の報告及び現場での施工状況の説明等を行うこと。
d　現場での作業時間は、原則として８時 30 分から 17 時までとすること。ただし、予め監督員に工事内容、作業時間等を連絡のうえ、承諾を得た場合はこの限りではない。
e　工事着手日から病院棟、医師宿舎及び外構の工事完了日までの期間（年末年始（12 月 29 日～１月３日）６日間、夏季休暇（土日除く）３日間のほか、対象として取り扱うことが適当でない期間を除く）において、４週８休以上（対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28 日）以上の水準に達する状態）の現場閉所を実施すること。また、上記期間中の土曜日及び日曜日は現場閉所とすること。ただし、土曜日及又は日曜日に現場閉所ができない場合は、事前に監督員に通知のうえ、現場閉所日の振替を行うことができる。なお、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、次のものを除き、現場での作業を一切行ってはならない。
・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要なもの
・異常気象時等の緊急時の対応であるもの
・現場見学会等、現場を公開するもの
・発注者の指示によるもの
f　外構工事途中において、バス事業者によるバスの乗り入れ実地試験を行うこと。
g　工事の影響により周辺家屋等に電波障害が発生した場合は、事業者は、速やかに監督員に状況を報告するとともに、対策方法を提案すること。

h　事業者は工事着手前及び病院棟、医師宿舎及び外構工事完了後に近隣家屋調査を実施し、調査報告書を監督員に提出すること。なお、調査範囲については、計画する施設の工事に伴い影響を与える恐れがあると事業者が判断した範囲とする。

i　近隣家屋調査において、工事に起因する破損等が認められた場合は、監督員に状況を報告するとともに、現況復旧に努める対策方法を提案すること。

j　次に掲げる書類は、監督員の承認を得ること。

実施工程表、下請負業者名簿、主要材料一覧、現寸図（矩計、サッシ等）及び施工図、加工図、木材明細書、レディミクストコンクリート調合表、アスファルト配合設計報告書、仮設工事計画図（仮設建築物）、施工計画書、その他監督員の指示するもの

k　次に掲げる試験報告書を監督員に提出すること。

鉄筋、レディミクストコンクリート、アスファルト切取検査及びその他監督員の指示するもの

l　工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し確認を受けたあとに、（一財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

m　工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

n　品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出すること。また、施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処理を講ずること。

o　事業者が独自に有する仕様書及び品質管理基準を用いて施工する場合は、事前にその仕様書及び品質管理基準について、監督員の承諾を受けること。

p　事業者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成すると共に、現場に備え付けること。

q　事業者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力すること。

r　事業者は、「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と事業者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、監督員に提出すること。

s　事業者は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 6 に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成すること。

t　受注者は、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出すること。

u　事業者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに監督員に提出すること。

v　事業者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して監督員に提出すること。

w　事業者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（２次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させること。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール添付等の他の方法によることができる。

x　契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

y　工事施工状況写真の撮影対象、撮影時期及び撮影要領は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によること。

z　建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成 14 年 5 月 31 日付け国土交通事務　次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めること。

aa　建設副産物の再利用については、適正に実施すること。なお、建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

ａｂ　建設発生土の処分は、事業者による適切な処分を想定しているが、契約後において、県が建設発生土の他工事への受入れ先を確保した場合は、これに応じること。なお、建設発生土の処分方法の変更により契約金額に変更が生じる場合は、事業者はこれに応じること。

ａｃ　受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書に産業廃棄物処理委託契約書（写)、処理業者の許可証（写)、積替・保管施設、中間処理施設及び最終処分場等までの運搬経路地図並びに各施設の写真を添えて提出し、監督員の承諾を得た後に処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

ａｄ　事業者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（提出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間ごとに監督員に提示すること。

ａｅ　事業者は、工事施工後、施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を監督員に提出すること。

ａｆ　事業者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認すること。また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載すること。

ａｇ　事業者は、工事施工中において、施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は返却されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示すること。

ａｈ　事業者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト仕様の場合Ｅ票の写し、電子マニフェスト仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、監督員が認める場合においては、Ｄ票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分完了後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。

ａｉ　本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合（中間処理施設を経由する場合を含む。）は、資源循環環促進税が課税されるので適切に処理すること。

ａｊ　事業者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。

ａｋ　事業者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げること。

ａｌ　事業者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

ａｍ　事業者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。

ａｎ　事業者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。

ａｏ　事業者は、土砂を再資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。

ａｐ　事業者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認すること。また、確認結果を再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において、公衆の見やすい場所に掲げること。

ａｑ　事業者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量)と前項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知すること。

ａｒ　事業者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生

資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出すること。

ａｓ　事業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項を記録し報告すること。なお、様式は、再生資源利用（促進）実施書とする。
（１）再資源化等が完了した年月日
（２）再資源化等をした施設の名称及び所在地
（３）再資源化等に要した費用建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

ａｔ　建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出すること。建設工事公衆安全防止対策要綱に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリケード」は木製とし、間伐材を使用することが望ましい。なお、バリケードの設置目的等により木製とすることが適当でない場合はこの限りでない。

ａｕ　工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又は JAS のマークの表示のある場合を除いて監督員の承諾を受けること。なお、品質・性能等の欄に「追補による」と記載された材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料等を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による ほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を受けること。

ａｖ　標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法によること。

ａｗ　事業者は、工事を行った居室等について、その用途に応じ、診察室、検査室、スタッフステーション、病室、事務室（医局を含む）、上級職室、会議室（講堂を含む）、休憩室、更衣室、宿直室、その他の主要な室、書庫及び倉庫など常時換気をしない室の種別ごとに１室以上、室内空気の環境を確認するための化学物質の測定を行うこと。また、複数の室を測定対象にしようとする場合にあっては、可能な限り、建築材料等の仕様が異なる室を対象とすること。なお、１室あたりの測定箇所数は、次表による。

室の床面積 A（単位：㎡）	測定箇所数
A≦150	1
150＜A≦150	2
500＜A	3

ａｘ　低騒音型・低振動型建設機械を選択使用すること。

ａｙ　工事車両について、作業停止時に於けるアイドリングストップを徹底すること。

ａｚ　工事車両について、敷地内及び周辺道路の通行時に於ける徐行運転を徹底すること。

ｂａ　工事関係者の喫煙場所については、監督員と協議のうえ適切な対応を講じること。

ｂｂ　監督員１名が執務可能な監督員事務所を設けること。なお、備品等は監督員の指示を受けて設置すること。

ｂｃ　設置する足場は、「手すり先行工法等に関するガイドラインについて」（厚生労働省令和 5 年 12 月 26 日）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中桟及び幅木の機能を有するものとすること。

ｂｄ　足場の組立、解体、変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(１)手すり据置き方式又は(２)手すり先行専用足場方式により行うこと。

ｂｅ　事業者は、工事完成（工事請負約款第 39 条の規定による、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分においては、当該指定部分の工事が完了したとき。次２項おいて同じ。）までに、各種設備の点検及び試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。

ｂｆ　事業者は、工事完成までに、事業者独自の品質管理基準に基づく検査を行い、これに合格していること。

ｂｇ　事業者は、工事完成までに、建築基準法に基づく完成検査等の事業者が受けるべき法令の規定に基づく検査に合格していること。

ｂｈ　事業者は、工事完成時に、別紙３工事完成図書一覧に基づく成果品として、愛媛県工事完成図書の電子納品要領に基づいて作成された電子データによる電子媒体（CD-R 等）２部、別途、監督員が指示するものについては、紙媒体にて１部（工事写真については、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真に限る。）、県に提出すること。また、電子媒体については、納品後３年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合は無償で再納品を行うものとする。
なお、電子納品要領等は、以下からダウンロードして入手すること。

「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」
《愛媛県のホームページ》
https://www.pref.ehime.jp/page/8103.html
（国土交通省版）「土木設計業務等の電子納品等要領」等
《国土交通省のホームページ》
http:// www.cals-ed.go.jp/cri_point/

ｂｉ　完工事請負約款第 39 条第 1 項の規定による、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべき部分として、病院棟、医師宿舎及び外構を指定する。

（４）　施設整備に係る工事監理業務及びその関連業務

ａ　工事監理業務の内容は、四会連合協定建築設計・監理業務委託書の委託業務一覧に示された基本業務及び契約オプション業務の表２に列記される建築基準関係規定その他の法令又は条例に基づく許認可等に関する業務とする。

ｂ　本業務の履行にあたっては、愛媛県建築工事監理業務委託共通仕様書に基づき実施するものとする。
愛媛県建築工事監理業務委託共通仕様書は、下記ホームページからダウンロードすること。
https://www.pref.ehime.jp/page/114002.html

ｃ　事業者は、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）に当該工事監理業務の登録手続きを行うこと。なお、登録手続きを行う際には、あらかじめ PUBDIS に基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、内容の確認を受けるものとし、登録後は「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。

ｄ　本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、事業者が書面に記録し、相互の確認を行うこと。また、本業務の一部について、再委託に係る承認を受けた場合であって、これらの打合せの必要が生じた場合は、必ず管理技術者の指示・関与のもとに実施することとし、事業者の責任において監督員との相互の確認を行うこと。

ｅ　本業務を担当する建築士（工事監理者）又はその補助者が複数に渡る場合は、あらかじめ「工事監理者」の責任区分を明確にし、その者の責任において工事を監理するのはもとより、再委託に係る承認を受けた場合であっても、再委託した内容について常に把握し、当該再委託業者に対し責任をもって適時適切な指示を行うこと。

ｆ　工事監理者は、参考資料８監督業務分担表を参考とし、適切に工事監理を行うこと。

ｇ　事業者は、自身が行う許認可等に関する業務（手続き代理を含む）について、監督員に対し、事前の説明及び事後の報告を行うこと。

ｈ　事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者をして、毎月の工事の進捗及び工事監理の状況を、翌月 10 日までに監督員に報告すること。

ｉ　事業者又は工事監理者は、監督員が要請したときは、工事及び工事監理の状況について事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて工事現場にて説明を行うこと。

ｊ　県及び関係機関と協議等を行った際は、協議録を作成のうえ、監督員に報告すること。

ｋ　工事監理者は、近隣対応や県及び関係機関との協議等に関し、監督員や工事施工者と協力して速やかに対応すること。

ｌ　業務完了時に、建築士法第 20 条第３項の規定に基づく工事監理報告書を提出すること。

ｍ　本業務は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領に基づいて作成された電子データによる成果品の納品の対象業務とする。なお、電子納品要領等は、以下からダウンロードして入手すること。

「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」
《愛媛県のホームページ》
https://www.pref.ehime.jp/page/8103.html
（国土交通省版）「土木設計業務等の電子納品等要領」等
《国土交通省のホームページ》
http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/

n　事業者は、工事監理記録を整備し、工事監理業務完了時に、別紙４工事監理図書一覧に基づく成果品として、電子データを電子媒体（CD-R 等）にて２部、別途、監督員が指示するものについては、簡易製本した紙媒体にて１部、県に提出すること。また、電子媒体については、納品後３年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合は無償で再納品を行うものとする。

３　施設整備計画

（１）　施設整備概要

（３）に示す敷地に、病院棟、医師宿舎及び外構（駐車場、植栽及び付属施設等）を整備する。

（２）　土地利用計画等

- 敷地の有効利用に努め、将来の建替え等に配慮した計画とすること。
- 病院棟と医師宿舎の敷地は、分筆登記は行わず、机上にて敷地を分割する。なお、分割した敷地の境界は、鋲等にて位置を明示すること。
- 電気の引込柱は、病院棟と医師宿舎とを分けて計画すること。
- 給水管は、敷地内に引き込み後、病院棟と医師宿舎の系統に分岐のうえ、各々にメーターを設置すること。
- 敷地内に、雨水排水設備として樹脂管及び沈砂桝が設置されていることから、撤去すること。
- 今治市開発許可技術的指導基準に従い、適切に消防水利を計画すること。
- 今治新都市第２地区住宅地地区計画に隣接しており、当該地区は、豊かな緑に囲まれた良好な環境を有する戸建住宅地の形成を目指していることから、周囲との調和を図るため、敷地南側の法面は緑地として整備すること。
- 敷地東側及び北側にある樹木の保存に配慮した計画とすること。なお、剪定及び一部樹木の伐採は可能である。

（３）　病院棟施設概要

（ア）　整備する機能

a　部門

外来部門、病棟部門、周産期部門・小児医療部門、救急部門、手術部門、検査部門、放射線部門、内視鏡部門、薬剤部門、リハビリテーション部門、人工透析部門、給食栄養部門、感染管理・医療安全部門、地域医療連携部門、物品管理・リネン管理部門、ＭＥ部門、医事・診療情報管理部門、管理・看護部門

b　診療科目

24 診療科

内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、血液内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、総合診療科、心療内科、精神科、外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、産婦人科、麻酔科、放射線科

c　病床数

215 床（一般病床 211 床、感染症病床第二種４床）

１病棟あたりの病床数、病室数については、「付属資料Ⅰ　部門計画［病棟構成及び病棟種別病室数］」参照

d　飛行場外離着陸場（屋上）

（イ）　延床面積

19,840 ㎡（通路、駐車場及び駐輪場を除く）

発注者が想定する延床面積を示すものであり、上限及び下限の指定はない。

（ウ）　駐車・駐輪台数

- 一般用 240 台程度（うち、車椅子対応 10 台以上）
- 職員用駐車場 90 台程度（うち、医師宿舎用 10 台）
- 公用車用駐車場 10 台程度（高規格救急車用を含む）
- 駐輪場（バイク置き場兼用）50 台以上

（４）　建築計画

（ア）　アプローチ計画（外構を含む）

- 敷地の西側からの職員（歩行者）の動線を確保すること。
- エントランスの前には、施設利用者及びタクシーの車両が３台以上停止できる車寄せを設けること。
- 構内入口からエントランスの車寄せまでの間に待機スペースを設ける等、周辺道路において車待ちが発生しないように計画すること。
- 敷地内での車両事故が起こらないよう、バス、サービス車両及び施設利用者等の車両のアプローチを計画すること。
- 敷地内に、２事業者のバスが乗り入れるため、大型観光バスに対応するロータリー、乗降スペース、待合のための庇を設けること（２台の大型観光バスが敷地内に滞留できることが望ましい)。

予定車両　車両メーカー名：三菱ふそうトラック・バス株式会社
車　両　型　式：MS86MP20004

（イ）　配置及びゾーニング計画

- 機能的で明快なゾーニングとすること。
- 日照や眺望に配慮すること。
- 近隣の環境、日影等に配慮すること。
- エントランスは、外部から認識のしやすい位置及びデザインとすること。
- 病院棟と医師宿舎や隣接する建物、医師宿舎と患者用駐車場との視線の交錯、周辺の景観等に配慮すること。

（ウ）　動線計画

- 患者動線、スタッフ動線及び物流動線は明確にしたうえで、できる限り交錯しないよう計画し、機能性及び安全性を考慮した動線とすること。
- 部門の上下の位置関係にも配慮した計画とすること。
- 入院患者と外来患者の動線はできる限り交錯しないように計画すること。

（エ）　仕上げ

ａ　共通要件

仕上げについては、施設利用者等の安全性に配慮するとともに、以下の点に留意すること。

- シックハウス対策として、揮発性有機化合物を含まない材料（ＪＩＳ・ＪＡＳ規格の「F☆☆☆☆（エフフォースター)」）を採用すること。
- ベッドやカート等の移動の際、出隅や腰壁及び扉等に損傷を与えないよう院内の各部門の特性に応じた保護対策を行うこと。
- 仕上げ材料は、防塵性やメンテナンス性等の機能性及び安全性に配慮して選定すること。
- 屋外の仕上は、地域性に配慮し、耐久性及び更新性に優れた材料、仕様等とすること。
- インテリアは画一的とならないように配慮すること。また、待合ホール等については、癒しの空間を演出する等の工夫をすること。
- 施設利用者が利用するスペースは、自然光を利用した明るく落ち着いた空間となるように工夫し、音や風の流れにも配慮すること。

- 病院として、清潔感のある色彩及びデザインとすること。また、病棟、外来、診療その他各諸室の内装は、その用途及び特性等を考慮した仕上げとすること。
- 感染防止に配慮し、埃等が溜まりにくく、かつ清掃しやすいものとすること。
- 診察室や相談室等のプライバシー性の高い部屋、病室等の居住性に配慮する部屋、カンファレンス室等の多人数で使用する部屋、放射線撮影室等特別な遮蔽性能が求められる部屋、機械室等騒音の発生する部屋は、求められる性能や用途に応じ、遮音性や吸音性に配慮した仕様とし、また、必要に応じて放射線等のシールド仕様とすること。
- 周辺環境に配慮し、断熱性能、遮音性能等に配慮すること。
- 鳥獣害に配慮した計画とすること。
- 結露の発生を抑制する計画とすること。

b　床
- 原則、段差を設けないこと。
- 施設利用者等が往来するエントランスや廊下等については、滑りにくくかつ乾きやすい素材を使用するとともに、床材と壁材の取合い部分にゴミや埃が滞留しにくい納まりとすること。
- 床材は、使用用途を考慮したうえで、必要に応じ、クッション性、耐摩耗性、耐薬品性又は抗菌性等とすること。
- サーバー室、放射線部門の中央操作ホール、検査部門の検査室及び事務室等のコンピュータ等の電子機器を複数台使用する部屋の床はＯＡフロアとすること。

c　壁
- 外壁は、防汚機能を有する等、汚れにくくかつ汚れが落ちやすいもので、長く美観を保つことができる素材を使用すること。
- 内装の壁は、清掃がしやすく、防汚性の高い材料を使用すること。
- 壁面には、安全性や衛生管理の観点から、極力、突部となるものを設けないようにすること。
- 廊下等に設置する消火器及びＡＥＤは、壁埋め込みタイプとすること。病室等の入口前に設置する衛生用品（マスク、手袋等）は、設置部分をニッチとする等、壁仕上げ面から突出しないようすること。その他これらに類するものも同様に適宜計画すること。

d　天井
- 天井は、天井ふところの高さを大きくする等、将来の変更を考慮した仕様とすること。
- 材料の模様により患者がせん妄を起こす恐れのある室には、岩綿吸音板や化粧石膏ボード等の材料を使用しないこと。
- 病室や複数の処置ベッド等を設置する処置室、人工透析室のベッド間等にはカーテンレールを設置すること。
- 病室や更衣室、内診室等の入口部分にはカーテンレールを設置すること。

e　窓
- 患者利用部分の外壁窓は、患者の飛び降り防止や物品等の落下防止措置を講じること。
- 全ての開閉式外壁窓には、網戸を設置すること。
- 断熱性能、遮音性能及び機能性等を考慮したものとすること。
- 外部に面する窓には、室の機能及び用途を考慮しカーテンレール又はブラインドを設置すること。また、カーテンレールはW型とし、ボックスは天井埋込型とすること。

f　扉
- 患者が使用する扉は、原則、引き戸とし、使用用途等を考慮のうえ、必要に応じて自動扉とすること。
- 手術室等、部屋の用途や特性に応じて引き戸とし、必要に応じて自動扉とすること。また、感知方式は、使用用途に応じて適切に計画すること。

- 患者が使用する扉は、原則、車椅子での使用が可能な幅とすること。また、ベッド又はストレッチャーが通過する扉は、各々に対応した幅とすること。なお、入院患者の搬送はベッド搬送とする。
- 扉には、その部屋の特性に応じて、開閉時の安全確認及び観察対応等のためのガラスを設け、ガラスの種類は、目的に応じて適切に選定すること。
- 扉の開閉時の指詰め等を防止する措置を講じること。
- 扉は、原則としてストッパー付とし、施錠できるようにすること。

（オ） サイン計画

- サイン計画は、施設利用者に分かりやすいものとすること。また、文字の大きさ等は、小児、高齢者及び視覚障がい者等にも配慮した計画とすること。
- 施設内部、外部、外構との統一性を図ること。
- 案内表示は患者の流れをよく理解したうえで、目的の諸室に正確かつ容易に行くことができるように計画すること。
- できる限り国際ピクトグラムを使用すること。
- 外部及び内部の患者が利用する主要な場所は、日本語及び英語にて表記すること。なお、国際ピクトグラムで対応できる部屋はこの限りではない。
- 敷地内への出入口付近に、敷地全体の案内図を設置すること。
- 待合ホールに、病院全体の案内図、診療担当医師一覧表及び診療報酬上の施設基準等の一覧表を設置すること。
- 外来部門の担当医表等、変更頻度の高いサインは、表示面の変更が容易にできるものとすること。
- 施設内部のサインは、裏面をマグネットにする等、将来の変更に対応できる計画とすること。
- 患者が利用する部門及び医局前の廊下には掲示板を設け、病院からのお知らせや各種ポスターを貼れるようにすること。
- 屋外の施設名称サイン、案内板、誘導板及び掲示板等は、愛媛県屋外広告物条例を遵守すること。
- 内照式の施設名称サインを、敷地外からの視認性の良い場所に１か所以上計画すること。

（カ） その他

- 機械室や各種シャフトに設ける点検口は、日常的な点検にも配慮した位置に設けること。
- 屋上等の外部空間への出入口は、共用廊下に面して設け、日常的な点検にも配慮すること。
- 各種点検口（天井点検口も含む）や点検のためのスペース・通路等は、必要箇所に適切に設け、点検が容易となるよう配慮すること。

（５） 構造計画

（ア） 基本方針

- 耐震安全性の目標は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和３年版）に従い、構造体はⅠ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とすること。
- 災害発生時において、災害拠点病院として求められる医療機能を十分に発揮できる構造計画とすること。
- 災害発生時において、施設利用者及びスタッフ等の安全並びに病院機能の確保のほか、収容物の保全が図れる構造とすること。
- 極めて稀に発生する地震が起きた場合にも、地震直後から補修することなく建物を使用でき、かつ、地震動時にも機能が停止しない構造計画とすること。
- 極めて稀に発生する地震動において、建物の各階（搭屋、機械室等を除く）に生じる床応答加速度は、250 ㎝ /S 2 以下とすること。
- 大地震後に想定される建物の状態（損傷や変形量）を予め明確にするとともに、建物及び免震装置の日常の維持管理及び災害発生後の点検等の計画を策定すること。
- 構造体は、医療行為及び居住性に配慮し、常時の歩行、機械等の運転及び稀に発生する風に対して過大な変形や振動が生じないようにすること。

・ 極めて稀に発生する風に対して、構造体に生じる応力及び繰り返しの振動に対しても病院機能に支障が生じない構造とすること。

（イ） 構造方式

・ 構造種別は提案によるものとするが、免震構造（基礎免震）とすること。
・ 免震材料の選定は提案によるものとする 。

（６） 設備計画

基本方針

（ア） 地球温暖化防止等環境負荷への低減

・ ライフサイクルＣＯ２（ＬＣＣＯ２）低減を図ること。
・ 太陽光発電設備を設けること。また、太陽熱利用、外気、雨水等の自然エネルギーの有効利用を検討すること。
・ 熱負荷低の減を図ること。
・ 使用する資機材には、再生材料やグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の適合品を採用するなど、環境に配慮したものを可能な限り使用すること。

（イ） ライフサイクルコストの低減

・ ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）に配慮した計画とすること。
・ 維持管理の容易なシステムとすること。
・ 機器及び配管材料等は、長寿命のものを使用すること。
・ 汎用性の高い建材や既製品を積極的に採用すること。

（ウ） 災害時等における機能維持

・ ライフライン（電力、上水、下水、ガス、医療ガス等）遮断時は、復旧までの相当期間（３日以上）の機能を維持すること。
・ 落雷、浸水、豪雨等の自然災害からの被害防止対策を行うこと。
・ 電気室、ＣＰＵ室、操作室、サーバー室、放射線諸室等の重要機器及び高額機器が設置される室は、設備の破損による水損等の二次災害を防止できる構造とすること。
・ 中央監視室は、災害時においても安全でかつ機能を維持できる場所に計画すること。
・ 災害時等のリスク分散について検討をしたうえで、使用エネルギーを選択すること。

（エ） 病院の変化に対応できるフレキシブル性の確保

・ 主竪配管、ダクト及び配線等の増設等の更新に配慮した計画とすること。
・ 将来の変化に可能な限り対応できる計画とすること。

（７） 電気設備計画

（ア） 設備の種類

次の設備及びその他必要な設備を整備すること。

ａ 受変電設備
ｂ 発電機設備
ｃ 直流電源設備
ｄ 無停電電源設備
ｅ 幹線動力設備
ｆ 医療用接地設備
ｇ 電灯設備
ｈ コンセント設備
ｉ 電話通信設備
ｊ 情報用配管設備
ｋ 時計設備
ｌ 拡声設備

ｍ　テレビ共同受信設備
ｎ　ナースコール設備
ｏ　呼出設備
ｐ　インターホン設備
ｑ　監視カメラ設備
ｒ　セキュリティ設備
ｓ　視聴覚設備
ｔ　防災設備
ｕ　雷保護設備
ｖ　飛行場外離着陸場灯火設備
ｗ　駐車料金徴収システム

（イ）　設備の概要

ａ　受変電設備

・　受電方式は、本線及び予備線の２回線受電とすること。
・　受変電設備はキュービクル型とし、信頼性、保守管理及び拡張性等について考慮すること。
・　変圧器は新基準（第三次判断基準）に適合した仕様とすること。
・　受変電設備は、電気設備の絶縁状態を活線状態で監視することができる装置を導入すること。
・　電力需給用計器用変成器は２台構成とすること。
・　力率改善や高調波抑制に留意すること。
・　将来の需要設備の増加に対応できること。

ｂ　発電機設備

・　原動機は空冷式又はラジエター冷却方式とすること。
・　機器の選定に際しては、騒音等の近隣への影響等を考慮すること。
・　連続運転時間は 72 時間以上とすること。
・　発電機の容量は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に規定する甲類に準ずるほか、次に示す負荷に供給でき、かつ、契約電力の 60%以上の電力供給が可能なものとすること。

①　消防法及び建築基準法に規定する非常用電源が必要な負荷
②　病院運営上必要な負荷
・　エレベーター用電源（寝台用、救急用、給食用等）
・　厨房用電源（冷蔵庫、冷凍庫のほか、食事を提供するのに最低限必要なもの）
・　医療用、事務用等のコンピュータネットワーク、ＨＵＢ、アクセスポイント等の電源
・　検査機器、薬品保管用冷蔵庫等、停電時においても医療機能上必要な電源
・　災害対応時の放射線機器（ＣＴ装置２台（バックアップ用含む）、一般撮影装置２台、Ｘ線ＴＶ装置１台、ＭＲＩ１台、血管造影装置１台、心血管造影装置１台を想定する）
・　手術室、救急部門、ＨＣＵ、感染症病床、各病棟の重症個室、周産期部門の分娩室・新生児室・ＮＩＣＵ・ＧＣＵ、放射線部門の各ＣＰＵ室・操作室、ＭＲＩ室、血管造影室、心臓血管造影室、人工透析部門、核医学エリア、サーバー室等の空調及び換気設備
・　給排水ポンプ、排水処理施設
・　医療ガス供給関連機器
・　監視設備
・　通信設備
・　災害対策用電源

③　保安上必要な負荷（次表参照）

非常用発電機供給負荷一覧表（電灯コンセント負荷）　（参考）

部門名	部屋名	照明負荷（%）	コンセント負荷（%）
外来部門、救急部門	診察室	50	1個/室　以上
	処置室等	50	50
	初療室	50	100
	待合、廊下等	10 （救急部門は50）	10 （救急部門は50）
検査部門、放射線部門、内視鏡部門	X線関係諸室	20	1個/室　以上
	検査室	50	50
	待合、廊下等	20	1個/15～20m
管理部門、災害対策部門	事務室	30	30
	廊下	10	1個/15～20m
	院内災害対策本部室（中会議室）	50	50
	講堂	50	50
	中央監視室	50	70
サービス・供給部門	薬剤部門・給食栄養部門	50	50
	電気室、熱源機械室	20	20
	廊下	10	1個/15～20m
病棟部門	一般病室	20	1個/床　以上
	重症個室	50	2個/床　以上
	スタッフステーション	50	70
	廊下	20	1個/15～20m
パブリックスペース	待合ホール	20	1個/100㎡ （トリアージスペースは適宜）
	共用トイレ	停電時に利用が想定されるものを除き不要	自動水栓用を除き不要

注：照明の灯数又はコンセントの数が1以下の場合は1とする。

c　直流電源設備
- 電圧降下を考慮のうえ、適切に計画すること。
- 蓄電池は、メンテナンス性及び寿命を考慮したものとすること。
- 非常照明及び受変電機器操作表示のための蓄電池設備を計画すること。

d　無停電電源設備
- 無停電電源を使用する医用室は、JIS T 1022 病院電気設備の安全基準記載の諸室（「必要に応じて設ける」を含む）とする。
- 患者の生命維持に関連する精密医療機器に対して、安定した質の良い無停電電源設備を設置すること。また、当該無停電電源設備は、別の用途と兼用しないこと。
- 医療機器用無停電電源装置の停電保証時間は、医療機能を維持するために必要な時間とすること。また、高度医療及び急性期医療を提供するために必要となる十分な容量を確保すること。
- 県が整備する情報系無停電電源装置の設置場所は、別途、指定する。

e　幹線動力設備
- 医療上及び病院運営上重要な負荷の幹線は、耐震性を考慮すること。
- 負荷の種別に対応した系統構成とすること。

- 医療負荷は、電源トリップによる警報の対象とし、医療機器の用途に応じた電源を計画すること。
- 電磁接触器等をはじめ全ての機器が、瞬時電圧低下発生時にも支障なく運用を継続できるようにすること。
- 医療機能を保持したまま幹線設備の更新ができるよう、系統、ＥＰＳ配置、ＥＰＳスペース及び区画貫通の方法等を計画すること。
- 使用するケーブル類はエコケーブルとしなくてよい（他設備についても同様）。
- 必要に応じ、電流計及び警報装置等を計画すること。

f　医用接地設備
- JIS T 1022 病院電気設備の安全基準及び電気設備技術基準に準拠すること。

g　電灯設備
- 照明器具は、省エネルギータイプを原則とし、色温度について配慮すること。
- 誘導灯及び階段通路誘導灯（非常照明器具兼用型）は電池内蔵型、非常照明は電池別置型とすること。
- 照明計画は、患者の立場に立った計画とするとともに、スタッフが快適に業務を行える環境（色彩、色温度、演色性、グレア対策等）を備えたものとすること。
- 必要照度は、ＪＩＳ照度基準に準拠することとし、目標値は、基準範囲の中位以上とする。
- 建築意匠との調和及びサイン計画と整合が取れた計画とすること。
- パブリックスペース等の照明のスイッチは遠隔操作できるものとし、スタッフ廊下、階段、トイレ及び洗面所等の照明は感知式とする。また、点灯エリアの適正化やタイマー制御等により省エネを図ること。
- 手術室、眼科診察室、暗室、血管造影室、超音波検査室、生理機能検査関連諸室、放射線部門及び内視鏡部門の諸室並びにモニターを設置する諸室等、診療及び治療において調光が必要となる場所には、調光設備を設けること。
- 病室に、ベッドの足元を照らす照明、読書灯、処置灯等を設置すること。
- 多床室の病室には、部屋の入口付近に、主照明及びベッド照明（読書灯、処置灯を除く）を一括管理できるスイッチを設置すること。
- 個室の病室には、入口及びベッド周辺に、照明用の三路スイッチを設置すること。
- 廊下及びホールに常夜灯を設置すること。
- 病室、診察室及び各種検査室等は、患者が横になった際に、直接光源が目に入らないよう、器具の仕様及び配置を工夫すること。
- 屋外には外灯を設け、近隣の住宅等に対して光害等の発生がない計画とすること。

h　コンセント設備
- コンセントの取り付け位置、形式、数量及び容量は、その部屋の用途や目的に応じて計画すること。
- 使用する医療機器、備品及び医療情報システム等に対応した十分な量の電源を計画すること。
- 非常用発電機系電源を使用する医用室は、JIS T 1022 記載の諸室（「必要に応じて設ける」を含む）、医療上及び病院運営上必要な諸室とする。
- 医用室のコンセント設備は、JIS T 1022 病院電気設備の安全基準に準拠した計画とすること。
- 必要に応じ、電流計又は警報装置等を計画すること。

i　電話通信設備
- 引込みは２ルートとすること。
- 電話設備のＥＰＳ内及び主要ルートの配線はケーブル方式を基本とし、それ以降の配線は配管方式とすること。
- 電話システムは中継台交換方式とし、必要に応じてダイヤルインに対応できるものとすること。

- 公衆電話の設置を想定し、配管を設けること。
- 電話交換機は、ナースコール設備との連動が可能なものとすること。
- 内線子機は、ＰＨＳにも連動が可能なものとすること。
- ＰＨＳ子機の台数は、内線子機及びナースコール設備用として必要な台数を見込むこと。
- 防災通信システム用の配管及び電源を計画すること。
- ＤＭＡＴ活動拠点本部室に、高速衛星通信設備用の配管及び電源を計画すること。
- ドクターヘリとの通信設備用の配管及び電源を計画すること。
- 固定電話約 300 台、ＰＨＳ約 450 台を納品すること。

j　情報設備

次に示す用途の配線用の配管及びケーブルラック等を計画すること。

- 電子カルテシステムを中心とした病院情報システムを使用する室とサーバー室間のＬＡＮ配線
- 病院職員が執務を行う室とサーバー室間のインターネット用のＬＡＮ配線
- 患者の療養環境の向上を目的として、一般病棟（小児科病棟、産婦人科病棟及び第二種感染症病床含む）及び人工透析室に設けるＷｉ－Ｆｉ設備のための配線

k　時計設備

- エレベーターホール、会議室及び施設利用者（患者及び職員）が多く集まる場所に、時計を計画すること。
- 方式は電波時計方式とし、適切に電波中継用のアンテナを計画すること。
- 手術室、血管造影室には、手術時間等を計測する時計を設置すること。

l　拡声設備

- 消防法施行令第 24 条第２項に規定する非常放送設備の増幅器は、一般業務と非常放送の兼用型とし、中央監視室に設置すること。
- 緊急地震速報の受信機能を備え、必要に応じて館内放送に連動できる設備を設けること。
- 一般業務放送は、部門ごとのゾーニングとし、ＢＧＭ放送が可能なものとすること。
- 会議室に、個別放送設備を設けること。
- 手術室に、個別放送設備を設けること。

m　テレビ共同受信設備

- 地上波デジタル及び BS 放送の聴視が可能な設備とすること。
- ケーブルテレビが引込めるよう配管を計画すること。
- 病室、デイルーム、カンファレンス室、会議室、スタッフ室、事務室、医局、休憩室、当直室、待合、ロビー、外来化学療法室及び家族控え室その他必要とする諸室で、視聴ができるようにすること。

n　ナースコール設備

- 病室、処置室、トイレ、外来化学療法室、透析室及びシャワー室等とスタッフステーション間との連絡用として、多回線同時通話方式のナースコールシステムを設置すること。
- ＰＨＳ連動とし、患者からの呼び出しに迅速に対応できるよう必要台数を見込むこと。
- 親機は、病院情報システムと連動可能なものとし、ボード型にて、各病棟のスタッフステーションの壁に設置すること。
- 病棟以外の患者が利用するトイレに設置されたナースコールからの緊急呼び出しは、最寄りの受付や常時職員のいる部屋等に表示すること。

o　呼出設備

- 各外来部門の待合室における患者呼出用として、個別放送設備を計画すること。
- 呼出設備の詳細は提案による。

p　インターホン設備

・　手術関係部門、放射線部門、サービス部門、病棟・看護単位の管理扉、救急・時間外入口等その他病院運営上必要な場所及び内線電話より利便性が高いと考えられる場所に、インターホンを計画すること。
・　各インターホン系統は、適切に計画すること。

q　監視カメラ設備

・　施設内部及び外部に、状態監視用又は防犯用のＩＴＶカメラを設置し、その映像を所定の場所で監視できるようにすること。なお、設置するＩＴＶ設備は以下の性能を満たすこと。
・　屋内に設置するカメラは、ドーム型とし、必要に応じて旋回ズームレンズ付とすること。
・　中央監視室に、ＩＴＶコントロール装置、カラー液晶モニター（40 インチ以上）及び記録装置（デジタルハードディスクレコーダー）を設置すること。
・　記録装置の記録容量は、全カメラのデータを 10 日分以上（３コマ／１秒）保存できる容量とすること。

・　次の諸室間に、部屋の状態監視用ＩＴＶカメラ及びその映像を監視できる設備を設けること

部門名	ＩＴＶカメラを設置する場所	監視できる設備を設置する場所
手術部門	手術室（状態、監視） 手術室（術野等は配管のみ）	麻酔管理室、説明室、カンファレンス室、手術管理室、臨床工学技士室
放射線部門	待合	中央操作ホール
〃	血管造影室、心臓血管造影室	臨床工学技士室

・　次の諸室間に、防犯用ＩＴＶカメラ及びその映像を監視できる設備を設けること。

部門名	ＩＴＶカメラを設置する場所	監視できる設備を設置する場所
管理部門	風除室 待合ホール 職員・サービス入口 病棟管理扉、階段扉 各階ＥＶホール 飛行場外離着陸場 駐車場 その他必要な場所　　等	中央監視室、守衛室

r　セキュリティ設備

・　建物内への侵入防止、スタッフエリアへの侵入防止、患者の離院防止等を目的とした個別セキュリティ対策を講じること。
・　認証方式は、非接触式カードリーダーとし、カードを約 600 枚納品すること。
・　施設内をセキュリティ区画に分け、次のエリアについては、カードリーダーによる入退室管理ができるようにすること。
　①　病棟部門（階ごと）
　②　手術部門
　③　放射線部門
　④　病理検査エリア
　⑤　管理部門
・　各病棟のエレベーターホールと廊下の間には、管理扉及びカードリーダーを設置し、入退室管理ができるようにするとともに、時間帯による開閉の制御ができること。また、スタッフステーションから、インターホンによる面会時間外の対応及び管理扉の開錠ができるようにすること。なお、一般病棟の管理扉は、面会時間内は開錠、面会時間外は施錠管理とするが、小児科病棟、産婦人科病棟、ＮＩＣＵ及びＧＣＵは終日施錠管理とする。

・ 各諸室のセキュリティの考え方は次のとおりとする。高レベルについてはカードリーダー、最高レベルについてはカードリーダー及び指紋認証等による二重チェック、一般的なレベルについてはカードリーダー又は鍵により施錠が行えるようにすること。

必要なセキュリティレベル	諸室
最高レベル	患者の個人情報及び医療情報を扱う部屋（サーバー室等）
高レベル	医療上特にセキュリティが必要な部屋（医事事務室、カルテ保管庫、医局、更衣室、各病棟、新生児室、医薬品倉庫、等）
一般的なレベル	上記を除く各諸室

・ アクセス資格の設定、認証、入退室履歴の管理、遠隔監視制御等の保安警備業務と一体となった、レベルに応じたトータルセキュリティシステムを構築すること。
・ カードで解錠できる場所及び諸室については、グループ分け等の設定が端末等で容易に行えるものとすること。

s 視聴覚設備
・ 講堂に、研究会、講演会及び学術発表会等に対応可能な映像及び音響設備（機器本体を含む）を設けること。

t 防災設備
・ 各病棟スタッフステーションに、自火報設備の副表示盤を設置すること。
・ 総合操作盤を中央監視室に設置すること。
・ 消防機関への火災通報専用電話機を中央監視室に設置すること。
・ 病棟の避難階段等、避難のために必要なロック解除システムを計画すること。

u 雷保護設備
・ JIS A4201-2003 建築物等の雷保護等に準拠のうえ、適切に計画すること。
・ 保護レベルはⅢとすること。
・ 内部雷保護システムを適切に計画すること。

v 飛行場外離着陸場灯火設備
・ 屋上の飛行場外離着陸場に、飛行場外離着陸場灯火設備を設置すること。

w 駐車料金徴収システム
・ 駐車場を利用する患者等対して料金徴収を行う、駐車場管制装置及び料金徴収システム等を計画すること。

（８） 空調設備計画

（ア） 設備の種類

次の設備及びその他必要な設備を整備すること。

a 空調設備
b 換気設備
c 排煙設備
d 自動制御設備

（イ） 設備の概要

a 空調設備
・ 熱源システムは、運用時間帯、発熱機器等の熱負荷性状等の違いに対応できるシステムとし、操作性、維持管理性及び更新性についても考慮すること。
・ 熱源システムは低負荷時にも効率的な運用が可能なシステムとすること。

- 湿度管理が必要となる部屋は、所定の湿度を維持できる空調方式とすること。
- 部屋ごとに温度の設定ができること。
- 病室は、感染防止を考慮したゾーニング及び系統別けを行うこと。
- 陰圧設備には差圧計等を設け、陰圧が確保されていることを常に確認できるようにすること。
- 維持管理において、可能な限り有資格者の不要な機器構成とすること。なお、有資格者が必要となるものについては、監督員と協議すること。
- 手術室、ＨＣＵ、ＮＩＣＵ、ＧＣＵ、電気室、ＣＰＵ室、放射線機器操作室及びサーバー室等の重要な諸室の空調設備は、他から独立した系統とし、必要に応じてバックアップ機器を設置する等、故障対策を講じること。また、停電後に自動復帰する機能を有すること。
- 発熱機器等により、中間期又は冬期においても冷房運転が必要となる室は、個別空調とすること。
- 病室、診察室及び各種検査室等は、空調から吹き出した気流が直接ベッド等に直接当たらないよう工夫すること。
- 病室のほか、スタッフステーションにて、病棟内の各病室の空調の入切及び温度設定ができること。
- ネットワーク設備を設置するＥＰＳ又は室は、必要に応じて空調を行うこと。

b　換気設備
- 院内感染、臭気及び汚染の拡散防止並びに外気への排出について、適切な対策を講じること。
- 室ごとに適正な換気量、陰陽圧を設定し、階ごとにエアバランスを確保すること。
- 室の用途に応じて、細菌除去、脱臭、ＲＩ除去等の適切な排気処理を行い、その排出箇所は、原則、建物最頂部とすること。また必要に応じ脱臭処理を行うこと。
- 厨房、霊安室、解剖室及び検査室等の臭気が発生するおそれのある室の排気は、原則、建物最頂部で排出すること。
- 排気口は、近隣の建築物の配置及び外気取入口との離隔距離等に配慮すること。
- 居室系統は、屋外からの粉塵流入防止のため、給気側に必要な性能を有するフィルターを設置すること。
- 厨房は第１種換気とし、外気処理空調機を設置すること。
- 排気装置付実験台、安全キャビネット及びクリーンベンチ等に、排気ダクトを設けること。
- 検査部門（病理解剖室等）、内視鏡部門（洗浄室等）、中央材料部門（洗浄室等）及びＭＥ部門（作業スペース等）のホルマリン、ＥＯＧガス及びグルタラール等を使用する室については、特定化学物質障害予防規則等を遵守した対策を講じ、発生するガスの種類に応じて排気口を床面近くに設置する等、室内への拡散を防止する対策を施すこと。

c　排煙設備
- 機械排煙の系統については、用途区画及び安全区画を考慮して計画すること。

d　自動制御設備
- 中央監視設備は、電力、照明、空調、換気、給水、排水、給湯設備等の設備システム一切の監視制御を行うこと。
- パッケージエアコンを設ける場合は、監視のためのエアコンメーカーの集中コントローラーを設置すること。
- 部門別、テナント別及びエネルギー種別ごとにエネルギー使用量を計測・監視可能なシステムとすること。
- ビルエネルギーマネジメントシステム（ＢＥＭＳ）により、機器及びシステム等の運転、監視、用途別の各種エネルギー使用量の計測、統計処理、分析並びに診断ができること。
- 停電や瞬時電圧低下の復電時には、速やかに各設備の停電前の状態に復帰する機能を有すること。

（９） 衛生設備計画

（ア） 設備の種類

次の設備及びその他必要な設備を整備すること。

ａ 衛生器具設備
ｂ 給水設備
ｃ 排水設備
ｄ 給湯設備
ｅ 消火設備
ｆ 医療ガス設備
ｇ 排水処理設備
ｈ 厨房設備
ｉ 給蒸設備
ｊ ガス設備

（イ） 設備の概要

ａ 衛生器具設備

- 節水型器具とし、水資源の有効利用を図ること。
- 外来部門には、バリアフリートイレを設け、ベビーシート等を設置するとともに、オストメイト対応のものを１か所以上設けること。
- 外来部門以外のバリアフリートイレには、必要に応じて、オストメイト対応ができる器具を設置すること。

（ａ）大小便器等の構造

- 物詰めに対して容易に修復できるような構造とすること。
- 洋風大便器の便座は温水洗浄便座とし、諸室リストにて指定があるものを除き、洗浄弁はセンサー式とすること。
- 小便器は低リップ型とし、洗浄弁はセンサー式とすること。
- 汚物流しの洗浄弁は、センサー式とすること。

（ｂ）手洗器、洗面器、流し台等の構造

- 物詰めに対して容易に修復できるような構造とすること。
- 手洗器は、諸室リストにて指定があるものを除き、原則自動水栓とすること。
- 医療従事者が使用する手洗器の水栓は、手首までを十分に洗えるようにグースネック形水栓を採用する等、手洗空間の確保及び逆流防止を図ること。
- 手洗器は、必要に応じ肘まで十分に洗浄できるものとし、溢水口を設けないこと。
- 手術用手洗装置は、水道水による供給とし、肘まで十分に洗浄でき、直接手で触れることなく自動開閉できる構造とすること。
- 人工透析室の患者が使用する手洗器は、肘まで十分に洗浄でき、車椅子での使用も考慮した構造とし、シングルレバー式混合栓とすること。
- 病室に設ける洗面化粧台は、カウンタータイプを原則とし、車椅子の患者が利用できる仕様とすること。
- カウンタータイプの衛生器具は、一体成型等の清掃性及び清潔性に配慮されたものを使用すること。
- 施設利用者が使用する洗面器は、車椅子での利用ができるものとすること。

（ｃ）手洗器、洗面器、流し台等への湯・水の供給

- レバー式混合水栓は、高温出湯規制機能付きとし、浴室水栓及びシャワー水栓等は、サーモスタット付きとすること。
- 病室内の洗面器は、洗顔等での使用を考慮し、シングルレバー式混合栓とすること。
- 湯茶用等の一般の流し台は、シングルレバー式混合栓とすること。
- 医療従事者が使用する手洗器、医療用流し台は、残留塩素濃度を確保するため、原則として水のみの供給とする。ただし、用途によってお湯が必要な箇所については、お湯の供給を行うこと。

（ｄ）その他

- 電気式の自動水栓及び洗浄弁は、停電時にも使用が可能な措置を行うこと。

・ 雑用水系統は、中水用洗浄弁を使用する等、閉塞防止を図ること。
・ 手洗い器、洗面器、流し台及びトイレには、必要に応じて、鏡、ペーパーホルダー、手すり及び液体石けん等を壁面に設置するためホルダを設け、将来の増設のためのマグネットボード又は壁の下地補強を行うこと。

b 給水設備
・ 給水系統は、上水系統（飲用、手洗・流し用、医療用等)、雑用水系統（便器洗浄水、植栽用灌水、消火用水、冷却塔補給水等）の２系統とすること。
・ 受水槽には、緊急遮断弁（警報装置を含む）を設ける等、災害時の水の確保に配慮すること。
・ 上水道の断水に備え、受水槽には３日分の使用水量を備蓄し、滅菌装置を設けること。

c 排水設備
・ 一般排水と特殊排水とは、分流とすること。
・ 特殊排水は、厨房排水、検査系排水、透析系排水、感染性排水、高温高圧排水、高温排水及びＲＩ排水とすること。
・ 特殊排水の系統は、「参考資料６　排水種別による排水の考え方(参考)」を参照のうえ、必要に応じて排水処理設備を計画すること。
・ 下水道本管の途絶に備え、病院施設の排水を一時的に貯留するための非常用排水貯留槽を設け、最低限の排水機能を３日間維持できること。
・ 必要に応じて雨水流出抑制措置を計画すること。

d 給湯設備
・ 給湯方式は中央式を基本とする。
・ 熱源については、自然エネルギー・排熱等の有効利用について検討すること。

e 消火設備
・ 水又は粉末による消火が困難なサーバー室等に、ガス系消火設備を自主設置すること。

f 医療ガス設備
・ 酸素、治療用空気、吸引、窒素、二酸化炭素、非治療用空気及び余剰麻酔ガス排出設備を設置すること。
・ 供給設備は、バンク切替、複数台設置、配管の二重化等、医療ガスを安定して供給できる方式とすること。
・ 吸引設備は細菌除去フィルターを設置すること。
・ 増設時、改修時に医療ガスの供給を中断することが無いようにエリアごとに区域遮断弁（シャットオフバルブ）を設置すること。
・ 災害時対応として、エントランスホールと外来待合に医療ガス設備を供給すること。

g 排水処理設備
・ 下水道放流水質基準を超える排水、感染性排水及びＲＩ排水等は、適切な排水処理施設又は除害施設により処理した後、下水道へ放流すること。
・ 排水処理施設又は除害施設は厨房施設排水、検査施設排水、感染施設排水、人工透析施設排水、高温水等に設置すること。

h 厨房機器設備
・ ＨＡＣＣＰの概念及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた運用が可能で、厨房作業環境も考慮した計画とすること。
・ 厨房設備は、災害時も稼動可能な計画とすること。
・ 厨房機器設備は、「参考資料４　厨房機器リスト（想定)」を確認のうえ、本事業において整備すること。

・ 厨房機器設備は、アフターサービス及びメーカーメンテナンス体制が県内または四国内に整備されていること。

i 給蒸設備

・ 中央材料部門の高圧蒸気滅菌装置等（参考資料５　現有主要医療機器リストを参照）に必要な蒸気供給設備を設置すること。

j ガス設備

・ 給食栄養部門等の必要箇所へ供給すること。

（１０） 昇降機計画

・ 各部門間の配置要件や動線等に十分配慮し、機能的な配置計画としたうえで、交通量や用途に応じた適切な昇降機計画とすること。
・ 利用目的及び利用者に合わせた適切な速度とすること。
・ 飛行場外離着陸場から救急部門（初療エリア）及び手術部門のある階に直通で搬送できるエレベーターを設けること。
・ 給食用エレベーターを１台以上設けること。
・ 感染症患者の搬送に使用するエレベーターについては、感染防止に配慮した内装材や換気設備とすることが望ましい。なお、スタッフ、物品、患者搬送用エレベーターを、一時的に感染症の専用として運用する等、必ずしも専用エレベーターを設けることを求めない。

【搬送対象別昇降機（参考）】

・ 患者、見舞客用エレベーター
・ スタッフ、物品、患者搬送用エレベーター
・ 給食配膳用エレベーター
・ 救急専用エレベーター
・ エスカレーター（外来患者が利用する機能が２層に分かれる場合）

（１１） 外構計画

・ 周辺の環境と調和した計画とし、できる限り緑化に努めること。また、植栽帯・緑地等には、適宜散水設備を計画すること。
・ 構内の歩道の床面については、滑りにくい材料を選定する等、施設利用者の転倒防止に配慮すること。
・ 構内は、車椅子利用者の通行に支障がないようにするとともに、視覚障がい者用誘導ブロックを設ける等、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう計画すること。
・ 駐車場から建物エントランスに至る歩道は、できる限り段差及び勾配のない計画とすること。
・ 車椅子使用者用駐車場からエントランスに至る歩道に屋根を設置すること。
・ 構内道路の幅員及び構造等は、車輌の通行及び雨水排水等を考慮した仕様とすること。また、施設利用者が安全に移動できるよう、歩道と車道を分離すること。
・ 車路は可能な限り、車輌の交錯がないように計画すること。
・ 駐車場は、自走式駐車場とする。なお、駐車場は有料運用とし、ゲート、発券機、精算機、事前精算機及び割引認証機等を計画すること。
・ 有料管理ゲート内の駐車区画の入庫誘導線は、複線にて表示すること。
・ 職員用駐車場は、有料管理ゲートの外に計画すること。
・ 高規格救急車用駐車場は、有料管理ゲートの外とし、複数台の駐車が同時に可能なスペースを救急部門の近くに計画すること。
・ 公用車用駐車場及びサービス用駐車場（台数は適宜）を有料管理ゲートの外に計画すること。
・ 駐輪場は屋根付きとし、バイク置き場と兼用する。なお、駐輪場は無料運用とする。
・ 敷地内に国旗等を掲揚する旗竿を２本設置すること。

・　隣地境界沿いには囲障、法面際には転落防止のための柵等を設けること。また景観及び周辺の環境に配慮した構造とすること。

（１２）　その他

・　「施設整備に関する基本方針」に資するなど有効な提案を行うこと。

（１３）　医師宿舎施設概要

（ア）　住戸数・間取り

10 戸　１Ｋ（住戸部専有面積 25 ㎡程度）
トイレ、風呂、洗面所は別とすること。

（イ）　延床面積

提案によるものとする。

（ウ）　構造、階数

提案によるものとする。

（エ）　構造計画

耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和３年版）」に従い、構造体はⅢ類、建築非構造部材はＢ類、建築設備については乙類とすること。

（オ）　電気設備

各住戸で、個別契約・個別計量ができるように計画すること。

（カ）　給水設備

受水槽方式とし、共用部及び各住戸で個別計量できるようにすること。

（キ）　給湯設備

ガス給湯とすること。
お風呂のお湯はり機能として定量停止機能付きとすること。

（ク）　ガス設備

各住戸で、個別契約・個別計量ができるように計画すること。

（ケ）　電話及びインターネット

インターネット接続環境を整備すること。

（コ）　テレビ

地上デジタルテレビの視聴環境を整備すること。

（サ）　付帯設備

・　オートロックを設けること。
・　宅配ボックスを設けること。
・　住戸用のポストを設けること
・　玄関傍にインターホンを設けること。
・　主室にシーリングタイプの照明を設けること。
・　主室にエアコンを設けること。
・　２口の IH コンロを設けること。
・　洗濯機の置場は室内に設けること。
・　部屋干し用の器具を設けること。
・　交換可能な温水洗浄便座を設けること。
・　カーテンレールを設けること。
・　バルコニーを設け、バルコニーには物干し金物を設けること。
・　自走式駐車場 10 台を敷地内（有料管理ゲート外）の医師宿舎からの利便性が良い場所に整備すること。
・　駐輪場は屋根付きとし、バイク置き場と兼用にて 10 台以上を整備すること。
・　今治市開発許可技術的指導基準基準に従ったうえで、鋼製のごみ収集庫を設置すること。

（シ）　その他

・　入居者の住環境や防犯等に配慮した計画とすること。

別紙１　関係法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等を遵守すること。

■　法令

- 医療法（昭和 23 年７月 30 日法律第 205 号）
- 健康保険法（大正 11 年４月 22 日法律第 70 号）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年８月 17 日法律第 80 号）
- 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
- 健康増進法（平成 14 年８月２日法律第 103 号）
- 地方自治法（昭和 22 年４月 17 日法律第 67 号）
- 地方公営企業法（昭和 27 年８月１日法律第 292 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年６月８日法律第 57 号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月２日法律第 114 号）
- 警備業法（昭和 47 年７月５日法律 117 号）
- 建築士法（昭和 25 年５月 24 日法律 202 号）
- 建築基準法（昭和 25 年５月 24 日法律第 201 号）
- 都市計画法（昭和 43 年６月 15 日法律第 100 号）
- 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）
- 消防法（昭和 23 年７月 24 日法律第 186 号）
- 建設業法（昭和 24 年５月 24 日法律第 100 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年６月 10 日法律第 98 号）
- 振動規制法（昭和 51 年６月 10 日法律第 64 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年６月１日法律第 91 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年６月 10 日法律第 97 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年４月 14 日法律第 20 号）
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年６月 10 日法律第 167 号）
- 高圧ガス保安法（昭和 26 年６月７日法律第 204 号）
- 電波法（昭和 25 年５月２日法律第 131 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年５月 31 日法律第 104 号）
- 航空法（昭和 27 年７月 15 日法律第 231 号）
- 駐車場法（昭和 32 年５月 16 日法律第 106 号）
- 水道法（昭和 32 年６月 15 日法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年４月 24 日法律第 79 号）
- 電気事業法（昭和 39 年７月 11 日法律第 170 号）
- ガス事業法（昭和 29 年３月 31 日法律第 51 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年４月 26 日法律第 48 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月９日法律第 117 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年６月 21 日法律第 91 号）
- その他関連法令

■　条例

- 今治市建築基準法施行条例（平成 17 年 1 月 16 日条例第 241 号）
- 今治市火災予防条例（平成 17 年 1 月 16 日条例第 268 号）
- 今治市給水条例（平成 17 年 1 月 16 日条例第 263 号）
- 今治市下水道条例（平成 17 年 1 月 16 日条例第 251 号）
- 愛媛県公害防止条例（昭和 44 年 10 月 11 日条例第 23 号）

・ 愛媛県環境基本条例（平成８年３月 19 日条例第５号）
・ 愛媛県人にやさしいまちづくり条例（平成８年３月 19 日条例第３号）
・ 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成 25 年３月 26 日条例第 25 号）
・ その他関連条例

■ **設計基準及びガイドライン等**

次の図書類の最新版を適用する。ただし、同等の性能が確保でき実績等を確認の上支障がないとして監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説　令和３年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築設計基準及び同解説　平成 18 年度版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築構造設計基準及び参考資料　令和３年度版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　構内舗装・排水設計基準及び参考資料 平成 27 年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築設備計画基準　令和６年度
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築設備設計基準　令和６年度
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説　平成 28 年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）　令和７年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　公共建築木造工事標準仕様書　令和７年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　建築工事標準詳細図　令和７年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　公共建築設備工事標準図（機械・電気設備工事編）令和７年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　公共建築工事積算基準　令和５年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　公共建築数量積算基準　令和５年版
・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部　公共建築設備数量積算基準　令和５年版
・ 国土交通省　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　令和７年５月
・ 一般財団法人日本建築センター　建築設備耐震設計・施工指針　2014 年版
・ 一般社団法人日本医療福祉設備協会　病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-04-2021
・ 一般社団法人日本医療福祉設備協会　病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2022
・ 一般社団法人日本医療福祉設備協会　病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2021
・ 一般社団法人日本医療福祉設備協会　病院設備設計ガイドライン（BCP 編）HEAS-05-2012
・ 感染症病棟の建築・設備に関する研究会編集　新しい感染症病室の施設計画ガイドライン
・ 今治市建築物等に対する指導要綱
・ 今治市開発許可技術的指導基準
・ 今治市上下水道部上下水道政策局下水道工務課下水道管理事務所水質係　工場・事業場の排水規制
・ 環境省環境再生・資源循環局　廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル　令和８年４月

別紙２　設計図書一覧

（共通事項）

・成果物については、入札提案書類及び計画内容を踏まえ、監督員と協議のうえ決定する。

１．基本設計図書

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">成果物</th><th colspan="3">仕様・部数</th></tr>
<tr><th colspan="2">ファイリング</th><th>製本</th><th>ＣＤ－Ｒ等</th></tr>
<tr><td rowspan="34">基本設計図書</td><td rowspan="11">建築（総合）</td><td>計画説明書</td><td rowspan="34">Ａ３</td><td rowspan="36">１部</td><td rowspan="34">Ａ３判
二つ折
５部</td><td rowspan="36">２部
*1, 2</td></tr>
<tr><td>仕様概要書</td></tr>
<tr><td>仕上概要表</td></tr>
<tr><td>面積表及び求積図</td></tr>
<tr><td>敷地案内図</td></tr>
<tr><td>配置図</td></tr>
<tr><td>平面図（各階）</td></tr>
<tr><td>断面図</td></tr>
<tr><td>立面図</td></tr>
<tr><td>工事費概算書</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築（構造）</td><td>構造計画説明書</td></tr>
<tr><td>構造設計概要書</td></tr>
<tr><td>仕様概要書</td></tr>
<tr><td>工事費概算書</td></tr>
<tr><td rowspan="4">電気設備</td><td>電気設備計画説明書</td></tr>
<tr><td>電気設備設計概要書</td></tr>
<tr><td>工事費概算書</td></tr>
<tr><td>各種技術資料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">給排水衛生設備</td><td>給排水衛生設備計画説明書</td></tr>
<tr><td>給排水衛生設備設計概要書</td></tr>
<tr><td>工事費概算書</td></tr>
<tr><td>各種技術資料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">空調換気設備</td><td>空調換気設備計画説明書</td></tr>
<tr><td>空調換気設備設計概要書</td></tr>
<tr><td>工事費概算書</td></tr>
<tr><td>各種技術資料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">昇降機等</td><td>昇降機等計画説明書</td></tr>
<tr><td>昇降機等設計概要書</td></tr>
<tr><td>工事費概算書</td></tr>
<tr><td>各種技術資料</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>その他必要な資料等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他資料</td><td>打合せ議事録</td><td></td><td>Ａ４</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>各種調査結果</td><td>地質調査等</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td rowspan="4">透視図

透視図</td><td rowspan="2">外観パース（ベタ）
２カット</td><td>①　鳥瞰図（敷地全体）</td><td rowspan="4">適宜</td><td rowspan="4">１部</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>②　メインエントランスを含む病院棟見上げ図</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内観パース（ベタ）
２カット</td><td>①メインエントランス</td></tr>
<tr><td>②4 床室及び個室を含みレイアウトする</td></tr>
</table>

*1：ＣＡＤデータ(データ形式はPDF、SXF（sfc)、JWW（不可能な場合にあってはDXFでも可)、自社ソフト（任意）データの形式で４種類全て)を納品すること。また、BIMデータを作成した場合は、当該データを納品すること。
*2：メディアの容量が不足する場合は、複数枚とすること。

２．実施設計図書

成果物			仕様・部数			
			原図又はファイリング		製本	ＣＤ－Ｒ等
実施設計図書	建築（意匠）	建築物概要書	Ａ１	１部	Ａ１判二つ折（３部） Ａ３判二つ折（２部） ※計算書を除く	２部 *1,2
		仕様書				
		仕上表				
		面積表及び求積図				
		敷地案内図				
		配置図				
		平面図（各階）				
		断面図				
		立面図（各面）				
		矩計図				
		展開図				
		天井伏図（各階）				
		平面詳細図				
		部分詳細図				
		建具表				
		各種計算書				
		その他必要な図書				
	建築（構造）	仕様書				
		構造基準図				
		伏図（各階）				
		軸組図				
		部材断面図表				
		部分詳細図				
		構造計算書				
		その他必要な図面				
	電気設備	仕様書				
		敷地案内図				
		配置図				
		受変電設備図				
		非常電源設備図				
		幹線系統図				
		電灯、コンセント設備平面図（各階）				
		動力設備平面図（各階）				
		通信・情報設備系統図				
		通信・情報設備平面図(各階)				
		火災報知等設備系統図				
		火災報知等設備平面図(各階)				

成果物			仕様・部数			
			原図又はファイリング		製本	ＣＤ－Ｒ等
実施設計図書	電気設備	屋外設備図	Ａ１	１部	Ａ１判二つ折（３部） Ａ３判二つ折（２部） ※計算書を除く	２部 *1, 2
		各種計算書				
		その他必要な図面				
	衛生設備	仕様書				
		敷地案内図				
		配置図				
		給排水衛生設備配管系統図				
		給排水衛生設備配管平面図（各階）				
		消火設備系統図				
		消火設備平面図（各階）				
		排水処理設備図				
		その他設置設備設計図				
		部分詳細図				
		屋外設備図				
		各種計算書				
		その他必要な図面				
	空調換気設備	仕様書				
		敷地案内図				
		配置図				
		空調設備系統図				
		空調設備平面図（各階）				
		換気設備系統図				
		換気設備平面図（各階）				
		その他設置設備設計図				
		部分詳細図				
		屋外設備図				
		各種計算書				
		その他必要な図面				
	昇降機等	仕様書				
		敷地案内図				
		配置図				
		昇降機等平面図				
		昇降機等断面図				
		部分詳細図				
		各種計算書				
		その他必要な図面				
その他資料	積算関係	工事費内訳明細書	Ａ４	１部		
		積算数量算出書				
		積算数量調書				
		積算チェックリスト				
	申請･届出関係	申請・届出等に必要な書類・図面	適宜	１部		
	各種技術資料		適宜	１部		

成果物			仕様・部数			
			原図又はファイリング		製本	ＣＤ－Ｒ等
その他資料	打合せ議事録		Ａ４	１部		
透視図	外観パース（ベタ） ２カット	①鳥瞰図（敷地全体） ②メインエントランスを含む病院棟見上げ図	適宜	１部		２部 *1,2
	内観パース（ベタ） ２カット	①メインエントランス ②４床室及び個室を含みレイアウトする				

*1：ＣＡＤデータ(データ形式はPDF、SXF（sfc)、JWW（不可能な場合にあってはDXFでも可)、自社ソフト（任意）データの形式で４種類全て)を納品すること。また、BIMデータを作成した場合は、当該データを納品すること。

*2：メディアの容量が不足する場合は、複数枚とすること。

別紙３　工事完成図書一覧

（共通事項）
・成果物については、入札提案書類及び計画内容を踏まえ、監督員と協議のうえ決定する。

<table>
<tr><th rowspan="2">成果物</th><th colspan="3">仕様・部数</th></tr>
<tr><th>ファイリング</th><th>製本</th><th>ＣＤ－Ｒ等</th></tr>
<tr><td>竣工図*1</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ａ１判二つ折
Ａ３判二つ折
（各３部）</td><td rowspan="16">２部
*2, 3</td></tr>
<tr><td>施工図*1</td></tr>
<tr><td>工事写真</td><td rowspan="14">１部</td><td rowspan="14"></td></tr>
<tr><td>実施工程表</td></tr>
<tr><td>施工計画書</td></tr>
<tr><td>納入仕様書</td></tr>
<tr><td>主要材料の試験成績表</td></tr>
<tr><td>出来高・品質管理記録</td></tr>
<tr><td>検査記録</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物処理計画書（報告書）</td></tr>
<tr><td>再生資源利用計画書（実施書）</td></tr>
<tr><td>再生資源利用促進計画書（実施書）</td></tr>
<tr><td>打合せ議事録</td></tr>
<tr><td>保証書</td></tr>
<tr><td>予備材料名、数量表</td></tr>
<tr><td>保全に関する資料</td></tr>
<tr><td>取扱説明書</td></tr>
<tr><td>完成写真＜カラーキャビネ板＞
外部（10 程度）、内部（50 程度）</td><td></td><td>２部</td></tr>
</table>

*1：竣工図と施工図に盛り込む図面は、実施設計図の内容をもとに、監督員と協議のうえ決定する。
*2：ＣＡＤデータ(データ形式は PDF、SXF（sfc)、JWW（不可能な場合にあっては DXF でも可)、自社ソフト（任意）データの形式で４種類全て)を納品すること。また、BIM データを作成した場合は、当該データを納品すること。
*3：メディアの容量が不足する場合は、複数枚とすること。

別紙４　工事監理図書一覧

（共通事項）
・成果物については、入札提案書類及び計画内容を踏まえ、監督員と協議のうえ決定する。

成果物	仕様・部数	
	ファイリング	ＣＤ－Ｒ等
業務計画書（業務一般事項、業務工程計画、業務体制、業務方針）	１部	２部 *1
業務報告書（月間業務計画表・月間業務実施表、報告書、打合せ議事録、月報、日報）		
工事監理報告書（建築士法第 20 条第３項の規定に基づく工事監理報告書）		
補足資料		

*1：メディアの容量が不足する場合は、複数枚とすること。